

潟上市自殺対策計画(案)【概要版】

■自殺対策計画とは

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われています。自殺の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られてきました。そのため、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「潟上市自殺対策計画」を策定しました。

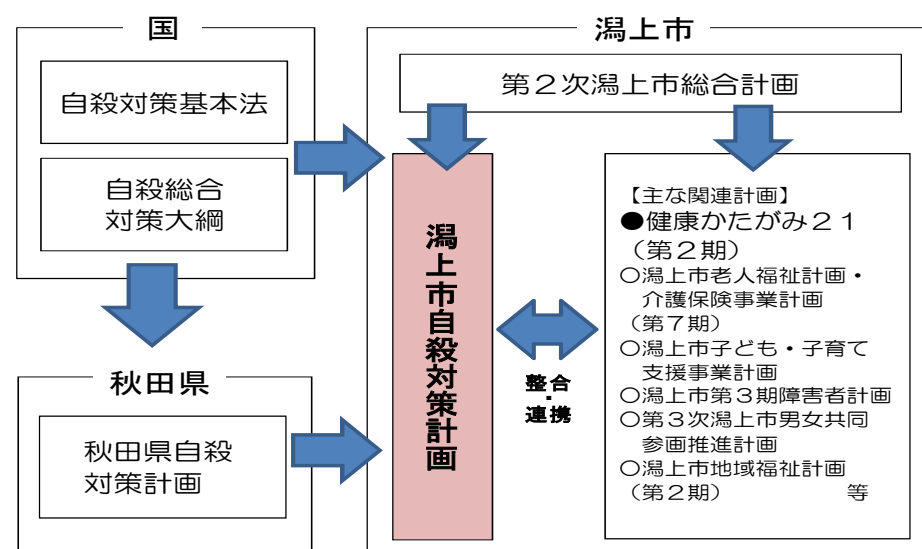
本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」の実現を目指してまいります。

■計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項の規定による市町村計画であり、自殺対策基本法・自殺総合対策大綱、県自殺対策総合計画に対応するものです。

また、潟上市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「第2次潟上市総合計画」を基とし、潟上市健康づくり計画「健康かたがみ21（第2期）」との整合を図り、自殺対策に関連する他の計画と連携した計画です。

【諸計画の関係】



■計画の期間

この計画は、国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に一度を目安として改訂されていることから、計画期間は、平成 31 年を初年度とし、平成 35 年を目標年度とする5年間の計画とします。

また、国の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを図ります。

■計画の数値目標

国、秋田県の目標値を勘案し、本市では、平成35年（2023年）までに自殺死亡率19.3以下を目指します。

【国：自殺死亡率 平成27年（2015年）18.5 ⇒ 平成38年（2026年） 13.0以下】

【県：自殺死亡率 平成27年（2015年）25.7 ⇒ 平成34年（2022年） 19.3以下】

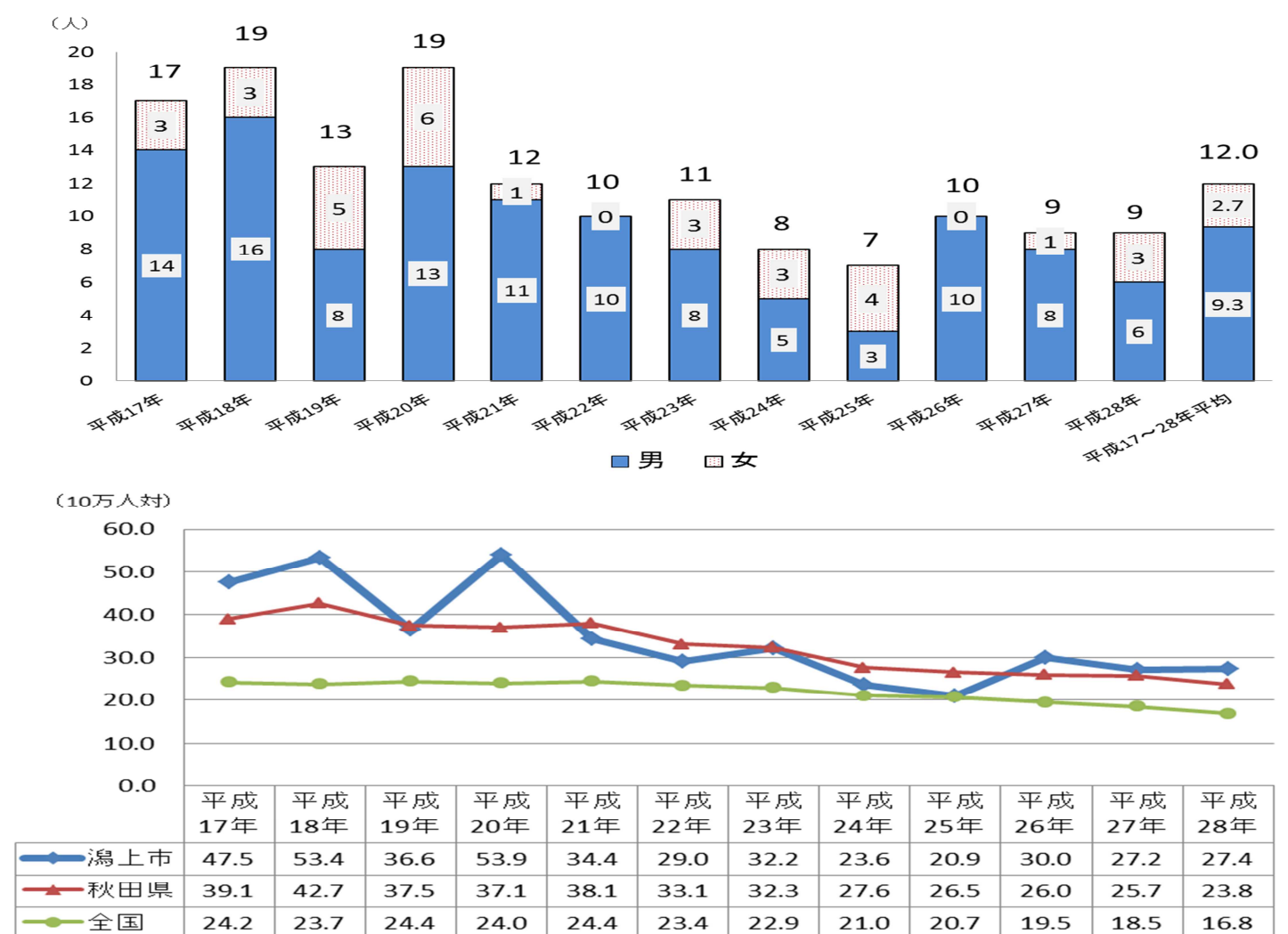
潟上市	平成 27 年 (2015 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 35 年 (2023 年)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	27.2	30.7	19.3 以下
自殺者数 (人)	9	10	6 以下

（厚生労働省「人口動態統計」）

■潟上市の自殺の現状

潟上市の自殺者数は、平成 20 年の 19 人をピークに減少傾向にあり、ここ数年は 10 人前後で推移しています。平成 17～28 年の平均自殺者数は 12.0 人となっています。自殺死亡率（10 万人対）は、平成 28 年が 27.4 となっており、国・秋田県よりも高い状況にあります。

【図：自殺者数と自殺死亡率（人口 10 万人対）の推移】



■計画の基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の 5 点を、自殺対策における「基本方針」としています。

（１）生きることへの包括的な支援として推進

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うとともに、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

（２）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開する必要があります。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人をうまないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、３つのレベルに分けることができます。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

（４）実践と啓発を両輪とした推進

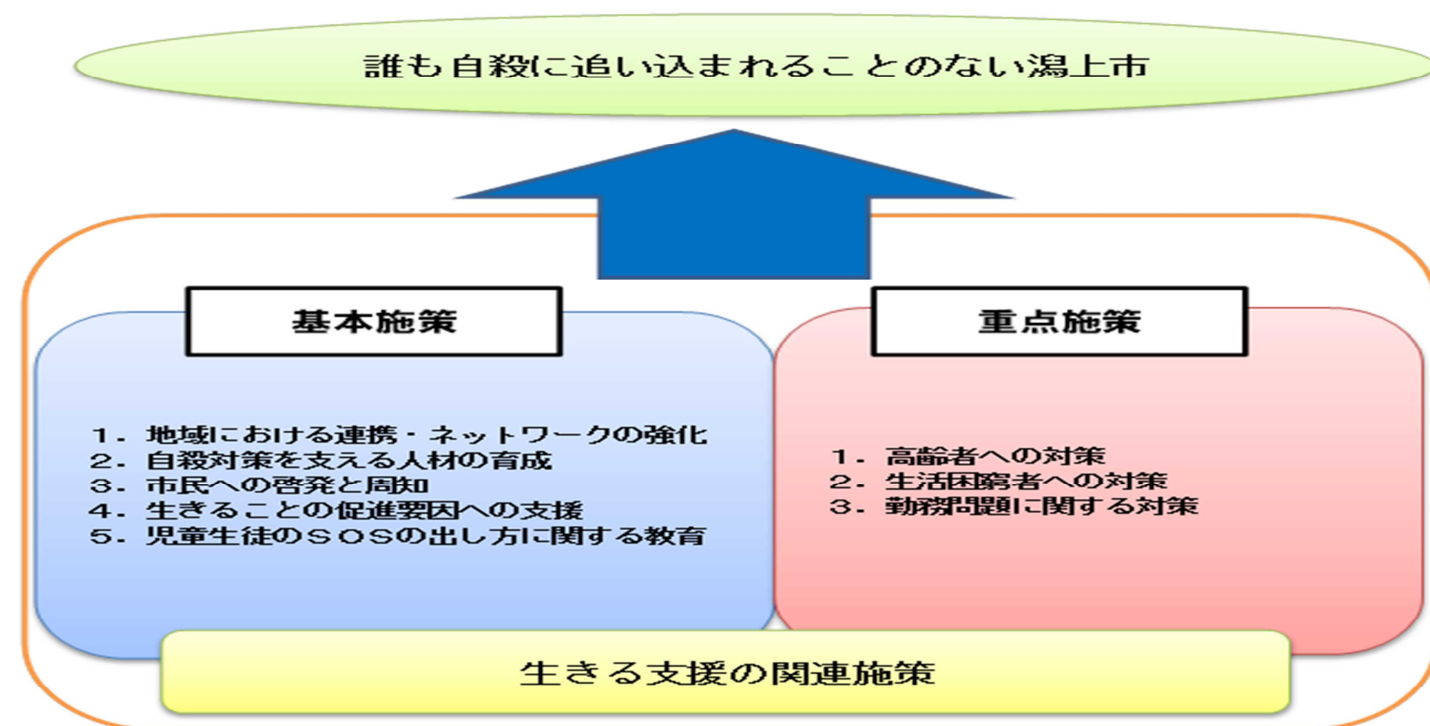
自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実状です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市区町村、関係機関、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

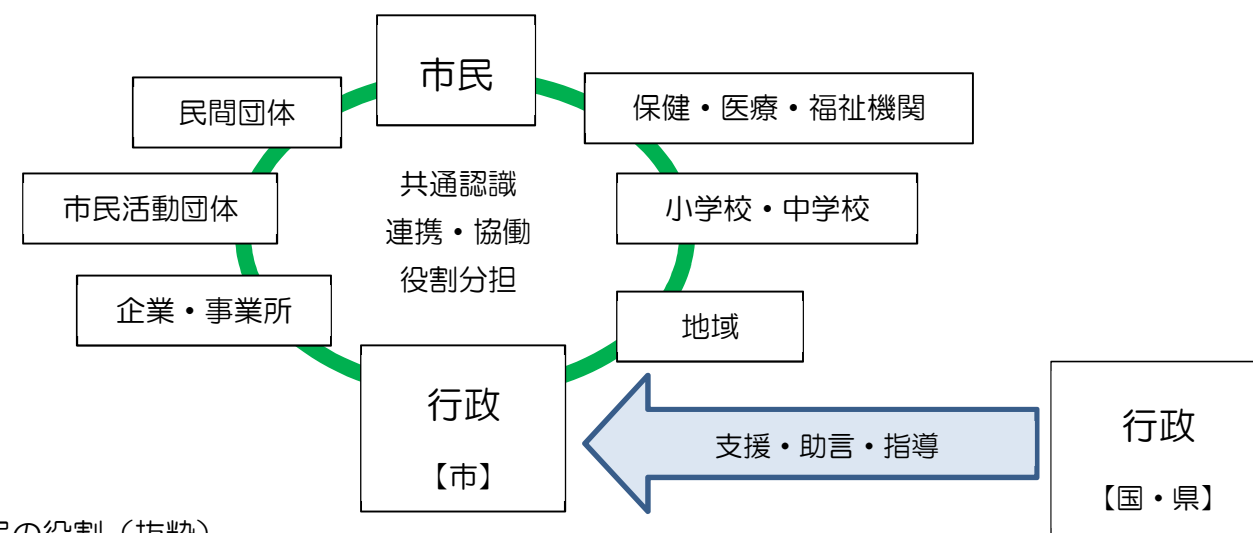
■施策体系

本市の自殺対策は、大きく 3 つの施策群で構成されています。
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、潟上市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。



■計画の推進体制

自殺対策は、市民をはじめ、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。



●市民の役割（抜粋）

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「寄り添いながら必要な相談先につなぐ」ことが大切です。

■計画の進行管理（PDCAサイクル）

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内の推進組織「潟上市自殺予防対策庁内連絡会議」において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。また、進行状況については、「潟上市自殺対策計画検討委員会」等により報告します。